

【テーマ】 パートタイム労働者に対する残業命令

Q Aさんは、製造部門で、パートタイム労働者として、週4日、1日6時間、働いています。

先日、急に大量の受注があり、上司から2時間ほど残業してほしいと言われました。しかし、Aさんは、小学生の子どもの帰宅時間までに家に帰らなければなりません。

この場合、Aさんは、上司の命令に従って残業をしなければならないのでしょうか。

A 会社は、労働契約、就業規則、労働協約等（以下「労働契約等」という。）で残業を命じることがある旨を定めていれば、パートタイム労働者に対しても残業を命じることができます。（なお、残業時間が法定労働時間（週40時間、1日8時間）を超える場合には、加えて「時間外労働・休日労働に関する協定」（三六協定）が締結され、労働基準監督署長に届出がされていることが必要です。）

しかし、労働契約等に基づいて会社が残業を命じることができる場合でも、個々の残業命令に業務上の必要性がない場合や、労働者に病気など残業命令に従えないやむを得ない理由がある場合には、その命令は権利濫用に当たり無効とされる可能性があります。

また、パートタイム労働者は、家庭生活との両立等のため、短時間かつ自己の都合に合う時間帯に勤務している場合が多いことから、国は指針で、「事業主は、短時間労働者の労働時間及び労働日を定め、又は変更するに当たっては、当該短時間労働者の事情を十分考慮するように努めるものとする。事業主は、短時間労働者について、できるだけ所定労働時間を超えて、又は所定労働日以外の日に労働させないように努めるものとする。」と定めています（事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針（平成19年厚生労働省告示第326号）第3の1の(1)）。

Aさんの場合、労働契約等で残業を命じることがある旨定められていない場合には、残業命令を拒否することができます。また、定められている場合には、会社に対して残業できない事情を説明し、配慮を求めることができます。